

## 第 2 回 検 討 委 員 会 で の 主 な 意 見 ( 3 - 1 )

項 目	意 見	対 応
第 2 回 委 員 会 資 料 4  I 森林の公益性の度合いに応じた監視区域の設定と土地取引に関する事前届出制	<p>今回の条例では監視区域の設定が非常に重要である。 細かく設定している例もあれば、自治体ごとに指定している例もある。 どのような区域設定方法が効率的で実効性があるのかという点が非常に大事である。</p>	資料の修正（追記）  （資料 3 の P 3）
	<p>土地所有者ばかりでなく、管理者から山林売買の情報を得ることも考えられる。実際に管理している者の情報についても収集・把握したほうがよい。</p>	事前届出項目に追加する  （資料 3 の P 4）
	<p>事前届出の実効性を確保するために、法務局と協力関係を築くといった表現がない。</p>	資料の修正（追記）  （資料 3 の P 4）
	<p>事前届出の提出について、登記事務を担っている司法書士会への依頼も考えられる。登記以前に（事前届出を）提出いただけるよう、依頼することが大事である。</p>	
	<p>条例の事前届出制度周知のため、登記申請段階で県への情報提供を依頼することが考えられる。情報提供いただかなくとも、法務局から登記申請者に対し県条例による届出が必要なことを伝えていただければよい。 また、不動産売買の重要事項説明に入れることも考えられる。</p>	
	<p>入手した登記変更情報等と事前届出実績を照合し、無届のチェックも行わなければ機能していかない。</p>	資料の修正（追記）  （資料 3 の P 4）
第 2 回 委 員 会 資 料 4  III 適切に森林管理できない者による所有を防ぐための対策	<p>システムにおいて森林組合の果たす役割が大きい。役割を果たすために、県が森林組合をバックアップしていくことも必要である。</p>	資料の修正（追記）  （資料 3 の P 9）

第2回検討委員会での主な意見への対応 (3-2)

項目	意見	対応
第2回委員会資料4  IV 県民総ぐるみで森林を守るための意識啓発・気運の醸成	(山林売買監視モニター(仮称)について)  現実的には区長が想定されるが、より適正な管理ができる仕組みにした方がよい。	資料の修正(追記)  (資料3のP13)
第2回委員会資料4  V 森林所有者情報等の収集体制の整備	既存の(森林所有者)情報をどれだけ集めても実態に近づける保証はない。  ふるさと山林情報管理センターを設置し情報の集約化を図るとともに、所有者と顔の見える関係を築いていくことが重要である。	資料の修正(追記)  (資料3のP23)
第2回委員会資料4  (仮称)ふくい の山林と水源保全 条例骨子(案)	(名称について)  現在の条例名称にも問題がないわけではない。「水資源の保全」となっているが、そうであるなら水資源の保全に関する内容としなければならない。条例の名称は大切である。	条例の名称を変更する  (資料3のP15)
	(関係機関への協力依頼)  条例に「関係する機関と協力する」といった規定を設けて、法務局に対して登記申請に際して協力依頼できるような根拠規程を設けることは大事な部分である。  関係機関との調整や協議の規定を条例に設けることにより、県が働きかけできるようになる。	関係機関への協力要請に関する規定を設ける  (資料3のP15)
	(事前届出の免除規定について)  自治体等が売買した場合における届出の免除規定なども含まれていない。	自治体等が売買する場合の届出免除規定を設ける  (資料3のP20)

第2回検討委員会での主な意見への対応 (3-3)

項目	意見	対応
第2回委員会資料4  (仮称)ふくい 山林と水源保全条 例骨子(案)	(罰則規定について)  勧告に従わない者に対するサンクションという規定は 慎重に検討されたい。勧告に従わない場合には、不利益処 分として「届出せよ」という命令を入れたうえで、公表や 過料を課すという次のステップに行く形にした方がよい。	勧告に従わない場 合における命令措 置に関する規定を 設ける  (資料3のP18)
	事務局から「過料は行き過ぎではないか」との発言があ ったが、過料では足りないと考えている。少なくとも、他 の自治体で取り入れている「公表」などが必要である。  公表は相手方の名誉に訴える事実行行為であり、実際に設 けている条例もある。	公表に関する規定 を設ける  (資料3のP18)